

令和4年 第6回 飯塚市議会定例会 追加議案

議案番号	件 名	摘要	ページ
1 1 8	令和4年度 飯塚市一般会計補正予算(第9号)		
1 1 9	令和4年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)		
1 2 0	令和4年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)		
1 2 1	令和4年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)		
1 2 2	令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3号)		
1 2 3	令和4年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)		
1 2 4	令和4年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)		
1 2 5	令和4年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)		
1 2 6	令和4年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)		
1 2 7	飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例		3
1 2 8	飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例		2 3

飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月9日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)が改正され、国家公務員の給与の改定が行われたので、これを参考にして本市職員の給与を改定するため、本案を提出するものである。

飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当) 第29条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当の基礎額に<u>100分の50.0</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)	(勤勉手当) 第29条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当の基礎額に<u>100分の43.75</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)

附 則

1～17 （略）

18 附則第15項の規定が適用される間、第29条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.575を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の105を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円	円	円	円
職員以外の職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	(略)	(略)
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	(略)	(略)
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	(略)	(略)
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	(略)	(略)
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	(略)	(略)
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	(略)	(略)

附 則

1～17 （略）

18 附則第15項の規定が適用される間、第29条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.425を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の95を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円	円	円	円
職員以外の職員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	(略)	(略)
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	(略)	(略)
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	(略)	(略)
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	(略)	(略)
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	(略)	(略)
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	(略)	(略)

7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	(略)	(略)
8	157,900	210,800	244,900	278,300	(略)	(略)	(略)
9	158,900	212,400	246,000	280,200	(略)	(略)	(略)
10	160,300	214,200	247,500	282,200	(略)	(略)	(略)
11	161,600	216,000	249,000	284,100	(略)	(略)	(略)
12	162,900	217,800	250,300	286,000	(略)	(略)	(略)
13	164,100	219,200	251,800	287,900	(略)	(略)	(略)
14	165,600	221,000	253,000	289,700	(略)	(略)	(略)
15	167,100	222,700	254,300	291,200	(略)	(略)	(略)
16	168,700	224,500	255,500	(略)	(略)	(略)	(略)
17	169,800	226,100	256,800	(略)	(略)	(略)	(略)
18	171,200	227,800	258,200	(略)	(略)	(略)	(略)
19	172,600	229,400	259,600	(略)	(略)	(略)	(略)
20	174,000	230,900	261,100	(略)	(略)	(略)	(略)
21	175,300	232,200	262,700	(略)	(略)	(略)	(略)
22	177,800	233,800	264,400	(略)	(略)	(略)	(略)
23	180,300	235,400	266,000	(略)	(略)	(略)	(略)
24	182,800	236,900	267,600	(略)	(略)	(略)	(略)
25	185,200	237,900	269,400	(略)	(略)	(略)	(略)
26	186,900	239,400	271,200	(略)	(略)	(略)	(略)

7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	(略)	(略)
8	153,900	207,800	242,400	277,200	(略)	(略)	(略)
9	154,900	209,400	243,500	279,200	(略)	(略)	(略)
10	156,300	211,200	245,000	281,200	(略)	(略)	(略)
11	157,600	213,000	246,600	283,100	(略)	(略)	(略)
12	158,900	214,800	247,900	285,000	(略)	(略)	(略)
13	160,100	216,200	249,400	287,000	(略)	(略)	(略)
14	161,600	218,000	250,800	288,900	(略)	(略)	(略)
15	163,100	219,700	252,100	290,800	(略)	(略)	(略)
16	164,700	221,500	253,500	(略)	(略)	(略)	(略)
17	165,900	223,200	255,000	(略)	(略)	(略)	(略)
18	167,400	224,900	256,500	(略)	(略)	(略)	(略)
19	168,900	226,500	258,200	(略)	(略)	(略)	(略)
20	170,400	228,100	260,000	(略)	(略)	(略)	(略)
21	171,700	229,500	261,600	(略)	(略)	(略)	(略)
22	174,400	231,200	263,300	(略)	(略)	(略)	(略)
23	177,000	232,800	264,900	(略)	(略)	(略)	(略)
24	179,600	234,400	266,500	(略)	(略)	(略)	(略)
25	182,200	235,400	268,400	(略)	(略)	(略)	(略)
26	183,900	236,900	270,200	(略)	(略)	(略)	(略)

27	188,500	240,700	272,900	(略)	(略)	(略)	(略)
28	190,200	241,900	274,600	(略)	(略)	(略)	(略)
29	191,700	243,100	276,200	(略)	(略)	(略)	(略)
30	193,400	244,100	277,900	(略)	(略)	(略)	(略)
31	195,200	245,100	279,700	(略)	(略)	(略)	(略)
32	196,900	246,100	281,200	(略)	(略)	(略)	(略)
33	198,500	247,200	282,400	(略)	(略)	(略)	(略)
34	199,900	248,100	284,100	(略)	(略)	(略)	(略)
35	201,400	249,000	285,700	(略)	(略)	(略)	(略)
36	202,900	250,000	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
37	204,200	250,900	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
38	205,500	252,200	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
39	206,700	253,400	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
40	208,000	254,700	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
41	209,300	256,000	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
42	210,600	257,400	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
43	211,900	258,600	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
44	213,200	259,800	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
45	214,300	260,900	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
46	215,600	262,100	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

27	185,500	238,300	271,900	(略)	(略)	(略)	(略)
28	187,200	239,500	273,600	(略)	(略)	(略)	(略)
29	188,700	240,700	275,300	(略)	(略)	(略)	(略)
30	190,400	241,900	277,000	(略)	(略)	(略)	(略)
31	192,200	242,900	278,800	(略)	(略)	(略)	(略)
32	193,900	244,100	280,300	(略)	(略)	(略)	(略)
33	195,500	245,400	281,800	(略)	(略)	(略)	(略)
34	196,900	246,400	283,700	(略)	(略)	(略)	(略)
35	198,400	247,600	285,500	(略)	(略)	(略)	(略)
36	199,900	248,900	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
37	201,200	249,800	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
38	202,500	251,100	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
39	203,700	252,300	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
40	205,000	253,600	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
41	206,300	255,000	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
42	207,600	256,400	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
43	208,900	257,600	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
44	210,200	258,800	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
45	211,300	260,000	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
46	212,600	261,200	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

47	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
48	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
49	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
50	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
51	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
52	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
53	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
54	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
55	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
56	<u>226,000</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
57	<u>226,300</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
58	<u>227,100</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
59	<u>227,800</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
60	<u>228,500</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
61	<u>229,200</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
62	<u>230,000</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
63	<u>230,700</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
64	<u>231,300</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
65	<u>231,900</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
66	<u>232,500</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

47	<u>213,900</u>	<u>262,500</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
48	<u>215,200</u>	<u>263,600</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
49	<u>216,300</u>	<u>264,700</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
50	<u>217,400</u>	<u>265,800</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
51	<u>218,400</u>	<u>267,100</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
52	<u>219,500</u>	<u>268,400</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
53	<u>220,600</u>	<u>269,400</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
54	<u>221,600</u>	<u>270,500</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
55	<u>222,500</u>	<u>271,800</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
56	<u>223,500</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
57	<u>223,800</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
58	<u>224,600</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
59	<u>225,400</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
60	<u>226,100</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
61	<u>226,800</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
62	<u>227,800</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
63	<u>228,600</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
64	<u>229,400</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
65	<u>230,100</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
66	<u>230,800</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

67	<u>233,100</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
68	<u>233,800</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
69	<u>234,500</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
70	<u>235,100</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
71	<u>235,600</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
72	<u>236,300</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
73	<u>237,000</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
74	<u>237,600</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
75	<u>238,200</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
76	<u>238,700</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
77	<u>239,300</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
78	<u>240,000</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
79	<u>240,700</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
80	<u>241,200</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
81	<u>241,700</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
82	<u>242,300</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
83	<u>242,900</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
84	<u>243,400</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
85	<u>243,900</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
86	<u>244,500</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

67	<u>231,700</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
68	<u>232,700</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
69	<u>233,400</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
70	<u>234,000</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
71	<u>234,500</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
72	<u>235,200</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
73	<u>236,000</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
74	<u>236,600</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
75	<u>237,200</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
76	<u>237,700</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
77	<u>238,400</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
78	<u>239,100</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
79	<u>239,800</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
80	<u>240,300</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
81	<u>240,800</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
82	<u>241,500</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
83	<u>242,200</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
84	<u>242,900</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
85	<u>243,500</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
86	<u>244,200</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

87	<u>245, 100</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
88	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
89	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
90	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
91	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
92	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
93	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
94		(略)	(略)	(略)	(略)		
95		(略)	(略)	(略)	(略)		
96		(略)	(略)	(略)	(略)		
97		(略)	(略)	(略)	(略)		
98		(略)	(略)	(略)	(略)		
99		(略)	(略)	(略)	(略)		
100		(略)	(略)	(略)	(略)		
101		(略)	(略)	(略)	(略)		
102		(略)	(略)	(略)	(略)		
103		(略)	(略)	(略)	(略)		
104		(略)	(略)	(略)	(略)		
105		(略)	(略)	(略)	(略)		
106		(略)	(略)	(略)			

87	<u>244, 900</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
88	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
89	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
90	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
91	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
92	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
93	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
94		(略)	(略)	(略)	(略)		
95		(略)	(略)	(略)	(略)		
96		(略)	(略)	(略)	(略)		
97		(略)	(略)	(略)	(略)		
98		(略)	(略)	(略)	(略)		
99		(略)	(略)	(略)	(略)		
100		(略)	(略)	(略)	(略)		
101		(略)	(略)	(略)	(略)		
102		(略)	(略)	(略)	(略)		
103		(略)	(略)	(略)	(略)		
104		(略)	(略)	(略)	(略)		
105		(略)	(略)	(略)	(略)		
106		(略)	(略)	(略)			

	107		(略)	(略)	(略)			
	108		(略)	(略)	(略)			
	109		(略)	(略)	(略)			
	110		(略)	(略)				
	111		(略)	(略)				
	112		(略)	(略)				
	113		(略)	(略)				
	114		(略)					
	115		(略)					
	116		(略)					
	117		(略)					
	118		(略)					
	119		(略)					
	120		(略)					
	121		(略)					
	122		(略)					
	123		(略)					
	124		(略)					
	125		(略)					
再任用		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	107		(略)	(略)	(略)			
	108		(略)	(略)	(略)			
	109		(略)	(略)	(略)			
	110		(略)	(略)				
	111		(略)	(略)				
	112		(略)	(略)				
	113		(略)	(略)				
	114		(略)					
	115		(略)					
	116		(略)					
	117		(略)					
	118		(略)					
	119		(略)					
	120		(略)					
	121		(略)					
	122		(略)					
	123		(略)					
	124		(略)					
	125		(略)					
再任用		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

職員									職員								
備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。									備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。								

(飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第28条までにおいて、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第28条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第30条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2～3 (略) 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、当該職員が育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料。第5項及び第29条第3項において同じ。)及び扶養手当の	(期末手当) 第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第28条まで及び<u>附則第15項第3号</u>において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第28条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第30条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2～3 (略) 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。<u>附則第15項第3号において同じ。</u>)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、当該職員が育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料。第5項及び第29条第3項

月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5～6 （略）

（勤勉手当）

第29条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

（1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

において同じ。）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5～6 （略）

（勤勉手当）

第29条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第15項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

（1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当の基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

附 則

1～14 (略)

15 削除

得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当の基礎額に100分の50.0を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

附 則

1～14 (略)

15 当分の間、職員(行政職給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))でその職務の級が6級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項、附則第17項及び附則第18項において「最低号給に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級におけ

る最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第17項において「給料月額減額基礎額」という。))

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及び給料月額に対する地域手当の月額の合計額(第26条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期

末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第29条第4項において準用する第26条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第18項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第29条第2項第1号に規定する割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第4項において準用する第26条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第18項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第29条第2項第1号に規定する割合を乗じて得た額)

16 削除

17 削除

(5) 第30条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第30条第1項 前各号に定める額

イ 第30条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第30条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第30条第6項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

16 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

17 附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第22条及び第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第24条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから勤務時間条例に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日の日数の

18 削除	<u>合計に7時間45分を乗じて得たものを減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから勤務時間条例に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日の日数の合計に7時間45分を乗じて得たものを減じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。</u> 18 <u>附則第15項の規定が適用される間、第29条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.575を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の105を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。</u>
--------------	---

(飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年飯塚市条例第245号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 8 削除	附 則 <u>(給料の切替えに伴う経過措置)</u> 8 <u>切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で</u>

	<u>その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年飯塚市条例第35号。以下この項において「平成21年改正条例」という。)の施行の日において平成21年改正条例附則第2項に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(規則で定める職員は除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。</u>
--	---

(飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年飯塚市条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 3 <u>削除</u>	附 則 <u>(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)</u> 3 <u>平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第15項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年飯塚市条</u>

例第22号)の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年飯塚市条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 3 削除	附 則 (給料の切替えに伴う経過措置) 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、 その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額(行政職給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が6級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。
4 削除	4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員と権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、

給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月9日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和32年福岡県条例第51号)の改正により、福岡県公立学校職員(常勤講師)の給与の改定が行われることから、これを参考にして本市教育職員の給与を改定するため、本案を提出するものである。

飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市教育職員の給与等に関する条例(平成21年飯塚市条例第8号)を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第4条、第14条関係)			別表(第4条、第14条関係)		
(単位：円)			(単位：円)		
号給	給料月額	義務教育等教員特別手当	号給	給料月額	義務教育等教員特別手当
1号給	<u>164,100</u>	(略)	1号給	<u>159,700</u>	(略)
2号給	<u>165,600</u>	(略)	2号給	<u>161,200</u>	(略)
3号給	<u>167,100</u>	(略)	3号給	<u>162,700</u>	(略)
4号給	<u>168,600</u>	(略)	4号給	<u>164,200</u>	(略)
5号給	<u>170,200</u>	(略)	5号給	<u>165,800</u>	(略)
6号給	<u>172,100</u>	(略)	6号給	<u>167,700</u>	(略)
7号給	<u>173,900</u>	(略)	7号給	<u>169,500</u>	(略)
8号給	<u>175,700</u>	(略)	8号給	<u>171,300</u>	(略)
9号給	<u>177,400</u>	(略)	9号給	<u>173,000</u>	(略)
10号給	<u>179,500</u>	(略)	10号給	<u>175,100</u>	(略)
11号給	<u>181,500</u>	(略)	11号給	<u>177,100</u>	(略)
12号給	<u>183,400</u>	(略)	12号給	<u>179,100</u>	(略)
13号給	<u>185,300</u>	(略)	13号給	<u>181,000</u>	(略)
14号給	<u>187,400</u>	(略)	14号給	<u>183,200</u>	(略)

15号 給	<u>189,500</u>	(略)
16号 給	<u>191,600</u>	(略)
17号 給	<u>193,800</u>	(略)
18号 給	<u>196,100</u>	(略)
19号 給	<u>198,600</u>	(略)
20号 給	<u>200,900</u>	(略)
21号 給	<u>203,300</u>	(略)
22号 給	<u>204,900</u>	(略)
23号 給	<u>206,600</u>	(略)
24号 給	<u>208,300</u>	(略)
25号 給	<u>209,800</u>	(略)
26号 給	<u>211,200</u>	(略)
27号 給	<u>212,800</u>	(略)
28号 給	<u>214,300</u>	(略)
29号 給	<u>216,000</u>	(略)
30号 給	<u>217,700</u>	(略)
31号 給	<u>219,400</u>	(略)
32号 給	<u>221,100</u>	(略)
33号 給	<u>222,400</u>	(略)
34号 給	<u>224,100</u>	(略)

15号 給	<u>185,400</u>	(略)
16号 給	<u>187,600</u>	(略)
17号 給	<u>189,800</u>	(略)
18号 給	<u>192,400</u>	(略)
19号 給	<u>194,900</u>	(略)
20号 給	<u>197,400</u>	(略)
21号 給	<u>199,900</u>	(略)
22号 給	<u>201,600</u>	(略)
23号 給	<u>203,300</u>	(略)
24号 給	<u>205,000</u>	(略)
25号 給	<u>206,500</u>	(略)
26号 給	<u>207,900</u>	(略)
27号 給	<u>209,500</u>	(略)
28号 給	<u>211,000</u>	(略)
29号 給	<u>212,700</u>	(略)
30号 給	<u>214,400</u>	(略)
31号 給	<u>216,100</u>	(略)
32号 給	<u>217,800</u>	(略)
33号 給	<u>219,100</u>	(略)
34号 給	<u>220,800</u>	(略)

35号 給	<u>225,800</u>	(略)
36号 給	<u>227,400</u>	(略)
37号 給	<u>228,800</u>	(略)
38号 給	<u>230,500</u>	(略)
39号 給	<u>232,200</u>	(略)
40号 給	<u>233,900</u>	(略)
41号 給	<u>235,500</u>	(略)
42号 給	<u>237,200</u>	(略)
43号 給	<u>238,800</u>	(略)
44号 給	<u>240,400</u>	(略)
45号 給	<u>242,000</u>	(略)
46号 給	<u>243,500</u>	(略)
47号 給	<u>244,800</u>	(略)
48号 給	<u>246,100</u>	(略)
49号 給	<u>247,200</u>	(略)
50号 給	<u>248,500</u>	(略)
51号 給	<u>249,900</u>	(略)
52号 給	<u>251,000</u>	(略)
53号 給	<u>252,100</u>	(略)
54号 給	<u>253,500</u>	(略)

35号 給	<u>222,500</u>	(略)
36号 給	<u>224,200</u>	(略)
37号 給	<u>225,600</u>	(略)
38号 給	<u>227,300</u>	(略)
39号 給	<u>229,000</u>	(略)
40号 給	<u>230,700</u>	(略)
41号 給	<u>232,300</u>	(略)
42号 給	<u>234,000</u>	(略)
43号 給	<u>235,600</u>	(略)
44号 給	<u>237,200</u>	(略)
45号 給	<u>238,900</u>	(略)
46号 給	<u>240,400</u>	(略)
47号 給	<u>241,700</u>	(略)
48号 給	<u>243,100</u>	(略)
49号 給	<u>244,300</u>	(略)
50号 給	<u>245,700</u>	(略)
51号 給	<u>247,100</u>	(略)
52号 給	<u>248,300</u>	(略)
53号 給	<u>249,400</u>	(略)
54号 給	<u>250,800</u>	(略)

55号 給	<u>254,500</u>	(略)
56号 給	<u>255,500</u>	(略)
57号 給	<u>256,700</u>	(略)
58号 給	<u>257,700</u>	(略)
59号 給	<u>258,800</u>	(略)
60号 給	<u>259,800</u>	(略)
61号 給	<u>261,000</u>	(略)
62号 給	<u>261,700</u>	(略)
63号 給	<u>262,600</u>	(略)
64号 給	<u>263,200</u>	(略)
65号 給	<u>264,200</u>	(略)
66号 給	<u>265,600</u>	(略)
67号 給	<u>266,700</u>	(略)
68号 給	<u>268,000</u>	(略)
69号 給	<u>269,500</u>	(略)
70号 給	<u>271,000</u>	(略)
71号 給	<u>272,300</u>	(略)
72号 給	<u>273,700</u>	(略)
73号 給	<u>274,500</u>	(略)

55号 給	<u>252,000</u>	(略)
56号 給	<u>253,000</u>	(略)
57号 給	<u>254,200</u>	(略)
58号 給	<u>255,400</u>	(略)
59号 給	<u>256,500</u>	(略)
60号 給	<u>257,700</u>	(略)
61号 給	<u>259,100</u>	(略)
62号 給	<u>259,900</u>	(略)
63号 給	<u>261,100</u>	(略)
64号 給	<u>262,000</u>	(略)
65号 給	<u>263,000</u>	(略)
66号 給	<u>264,400</u>	(略)
67号 給	<u>265,500</u>	(略)
68号 給	<u>266,800</u>	(略)
69号 給	<u>268,400</u>	(略)
70号 給	<u>269,900</u>	(略)
71号 給	<u>271,200</u>	(略)
72号 給	<u>272,600</u>	(略)
73号 給	<u>273,600</u>	(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の飯塚市教育職員の給与等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定を適用する場合においては、改正前の飯塚市教育職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

本ページ以降はSideBooks上で
データを縦に表示するための
調整用空白ページとなります。

